

意見書等

(意見書)

議員提出議案第5号

後期高齢者医療制度創設に当たっての意見書(否決)

昨年6月、国会において成立した医療制度改革法により、現在の老人保健制度が廃止された。かわって、新たな後期高齢者医療制度が、青森県内すべての市町村が参加する広域連合を運営主体に2008年4月から施行される。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえ」という法成立の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守り得るものでなければならない。

よって、制度創設に当たり、以下の諸点について留意し、検討を進めることを求める。

記

- 一、保険料決定に当たっては、高齢者の所得・生活の状態を踏まえ、支払いが可能な金額とすること。
- 一、支払い困難な層に対しては、納付相談など、懇切丁寧な相談体制を構築すること。
- 一、滞納者に対する機械的な資格証明書発行は行わないこと。
- 一、後期高齢者の診療報酬設定に当たっては、保険給付範囲の限定や、在宅療養や終末期医療のむやみな包括定額化など、高齢者に対する年齢差別的な取り扱いを持ち込まないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

議員提出議案第6号

特定健康診査・特定保健指導を国の責任において実施するよう求める意見書(否決)

さきの医療制度改革関連法成立により、老人保健法が廃止され、かわって高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日に施行となる。同法に基づき、都道府県にその立案を求める医療費適正化計画において、糖尿病等の患者・予備群を平成27年度までに平成20年度に比して25%減少させる目標を達成するための具体的方策として行われるのが今回の保険者に実施義務を課した特定健康診査・特定保健指導である。

特定健康診査・特定保健指導はメタボリックシンドロームに検診項目を特化させ、アウトソーシング先として民間企業の参入を可能とすることにより、住民の健康にかかわる健診事業が、低価格競争に巻き込まれて、実効の上がないものになってしまう可能性が高いなど、さまざまな問題点を包含している。

さらに、国の費用見込みでは委託単価は、現行基本健康診査の半額程度とされる模様である。また、75歳以上の後期高齢者について実施義務がなく、やってもやらなくてもよい努力義務とされていることも問題である。

このままでは、従来から住民の健康と生命を支え、治療・予防に重要な役割を果たしてきた健診・保健活動を後退させかねない。

以上のことから、下記の事項について強く要望する。

記

一、特定健診・特定保健指導について、健診には十分な検査とそれらに基づいた医学的検証が必要である。医学的根拠のない拙速な実施を見合わせ、十分な医学的検証ができる体制をとるため、国の負担を含めた費用負担のあり方について再検討を行うよう求める。

一、健診や保健指導の実績が自治体など保険者へのペナルティーとなって跳ね返るような制度のあり方を見直すよう求める。

一、自治体や保険者が実施する保健予防活動は、国の責任のもとに実施されるべき公衆衛生活動の一環である。健診の簡素化ではなく現行の保健予防活動のあり方を充実させることが予防となり、結果的に医療費抑制となる。国の施策による予防プログラム構築を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

議員提出議案第7号

公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心、安全の確立を求める意見書（否決）

2006年5月26日、公共サービス改革法が成立し、同年9月5日には、入札や評価方法及び対象業務等を詳述した公共サービス改革基本方針が閣議決定された。これらによって、国や地方自治体の一部事務事業が、2007年4月から、官民競争入札等の対象として受託事業者の運営にゆだねられることとなった。この官民競争入札等の対象業務は、民間事業者等の意見を募集した上で、毎年見直すこととされている。

国や地方自治体の行う事務事業は国民の権利保障を具体化し、安心、安全の確保に不可欠なものが数多く存在する。これらの業務を安易に民間委託することは、地域住民への公共サービスの質を低下させ、権利保障を後退させることにつながると、強く懸念するものである。官民競争入札等の導入に当たっては、公共サービスの受益者たる国民の意見を十分踏まえる必要があると考える。

また、官民競争入札等を導入する場合には、公共サービスの質を維持することが極めて重要となる。単に企画書に実施メニューを列記させるだけでは、必要なサービスの提供は保障されない。入札段階で、入札事業者がいかなる方法、体制で業務の質を確保するのかについて、十分な審査を行うことが必要である。

今、フルタイムで働いても生活保護水準以下の賃金しか得られないワーキングプアが、大きな社会問題となっている。官民競争入札等は、価格競争であることから、労働者の賃金抑制競争となり、ワーキングプアのさらなる拡大が、国や地方自治体で生じることも懸念される。地域住民の購買力を失っては、地域経済は成り立たない。住民が将来の生活設計さえ立てられないようでは、人口減少に歯どめはかからない。

こうしたことから、入札に当たっては、事業者に対し、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障するよう義務づける必要がある。

以上のことから、以下の項目について、実現を図ることを求める。

記

1. 国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や市場化テストの安易な導入は行わないこと。
2. 公務・公共サービスを民間委託する際には、コストを偏重することなく、入札する事業者に対し、業務の質の確保をいかに図るかを明らかにさせるとともに、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

議員提出議案第8号

日豪、日米などF T A・E P A促進路線の転換と、自給率向上に向けた
施策の強化を求める意見書（否決）

政府の経済財政諮問会議の下に設けられたグローバル化改革専門調査会の中のE P A・農業ワーキンググループは、5月8日に「E P A交渉の加速、農業改革の強化」と題する第一次報告をまとめ、公表した。同報告は、東南アジア諸国連合、オーストラリアに加えて、中国、韓国、インド、ニュージーランドとの経済連携協定（E P A）を求め、さらにアジア太平洋経済協力会議レベルやアメリカとのE P A促進を要求している。特に日米E P Aについては、米国からの輸入農産物は、米、小麦、豚肉等、我が国の農業への影響が大きいものが多いことを認めながら、日米E P Aの締結は今後の重要課題であるとして、産官学の共同研究を早急に始めるべきだと述べている。これは、財界・多国籍企業が求めるE P A加速化を至上目的にして日本農業を犠牲にするということにほかならない。

同ワーキンググループに農林水産省が提出した試算によると、関税を撤廃し完全自由化した場合、現在40%の食料自給率は12%まで低下し、米90%減、小麦99%減、牛乳88%減、牛肉79%減、豚肉70%減など、主要な農産物は軒並み壊滅的な打撃を受ける。これでは地域経済も崩壊し、産業のない、人の住めない農村になってしまう。

報告が、農地を株式会社に現物出資して株式を取得する仕組みを提案し、農地制度の解体、大企業による農地支配を認めよと要求していることも重大である。グローバル化への対応として農業の構造改革の加速を声高に求めているが、水田中心の日本農業を持続的に発展させていくには家族経営農業が最適であり、株式会社が農業に参入すればコストが下がるというのは、農業の現場を知らない者の虚言ではない。

最近のバイオ燃料ブームを背景にした家畜飼料や大豆製品、食用油などの値上げを見るまでもなく、食料を輸入に頼る危うさは明らかである。国内生産を拡大して食料自給率を向上させることこそ、食料を安定的に手に入れる確かな道である。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 一、政府は日豪E P A交渉を中止し、日米E P A締結に向けた共同研究をやらないこと。
- 一、政府はF T A・E P A促進路線を転換し、国内生産を拡大して食料自給率を向上させるための施策を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

議員提出議案第9号

アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する
予算措置の継続を求める意見書（否決）

日米の農政担当者は4月に電話会談を行い、アメリカ側が食肉処理施設の査察を受け入れるかわりに、

日本が輸入時に行っていた全箱確認を中止することで合意した。また、米国のジョハnz農務長官が20カ月齢以下という月齢制限の撤廃を要求したのに対して、日本側は検討を約束し、この直後に行われた安倍首相とブッシュ大統領の首脳会談でも同様の確認をした。

しかし、昨年7月のアメリカ産牛肉の輸入再々開後、胸腺の混入を初め4件もアメリカ側の輸出条件違反が続発している。これらはすべて全箱確認によって明らかになったもので、全箱確認をやめてしまえば、違反は見過ごされ危険な牛肉も素通りの状態になってしまう。

そもそも、違反が繰り返される背景には、アメリカのBSE対策の構造的な欠陥がある。国民の健康と食の安全を守るためには、食肉処理施設の査察や全箱確認の継続は当然であり、ずさんな飼料規制を初めとする同国のBSE対策が抜本的に改善されない限り、月齢制限の撤廃など輸入条件の緩和はとうてい認められない。

さらに厚生労働省が、都道府県が独自に行っている20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する助成を次年度以降、打ち切ろうとしていることも重大である。都道府県による検査は、国が20カ月齢以下を検査対象から外す中で、国民の強い願いである全頭検査を維持するものとして行われてきた。

国民の願いは、あくまで全頭検査の継続であり、万全のBSE対策に国がしっかり責任を持つことである。そして、不当なアメリカの圧力に屈せず、必要な安全対策をやるよう、毅然とした態度で同国に要求することである。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

1. アメリカ産牛肉の輸入時における全箱確認を継続し、月齢制限など輸入条件の緩和を求めるアメリカの要求に応じないこと。
2. 都道府県が行う20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

議員提出議案第10号

均等待遇の実効あるパートタイム労働法の制定を求める意見書（否決）

パート、臨時、派遣などで働く非正規労働者は全体の3分の1を占め、正規職員と同等の仕事、責任を持ち働いている。しかし、労働実態は脱法的かつ不安定であり、正規職員と比べて賃金、労働条件において大きな格差がある。

今回のパートタイム労働法の改正では、非正規労働者の数%しか対象にならず、圧倒的多くの非正規労働者は放置されたままになってしまう。先進国では均等待遇を実現することによって、労働力人口や少子化問題を改善している。今や日本においても、働く貧困層、いわゆるワーキングプアの解決は喫緊の課題となっており、均等待遇の法的整備や最低賃金の抜本的見直しがより重要となっている。

また、新卒者がパートや派遣、契約社員等の非正規労働者としてしか就職できない状況も続き、希望も持てなくなっている。同じ仕事をしているのに処遇が違ふことは労働意欲にも大きく影響している。

ついては、均等待遇の実効あるパートタイム労働法の制定を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日
